

子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）

8

小田原市長 様

利用施設	
※市役所使用権 整理番号	
入所予定月	令和 年 月
申込日	令和 年 月 日

教育・保育給付認定（1号）について、次のとおり申請します。なお、資格調査、副食費徴収対象の判定等のため、住民記録及び課税台帳等を職権にて閲覧等することに同意し、また関係する親族等からも同意を得ています。

●申込者（保護者）

住 所	〒 小 田 原 市	
フリガナ		
建物名・室番号		
フリガナ		
氏 名		
電話番号	自 宅	緊急連絡先（相手先： ）
	父携帯	母携帯

○「申請に係る小学校就学前子ども」について

児 童 氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
	年 月 日	歳	□ 男 □ 女

※令和8年4月1日現在の年齢をご記入ください。

○「利用申込児童の家庭構成」について（父母、兄弟姉妹及び同居している方をご記入ください。）

※令和8年4月1日現在の年齢をご記入ください。

児童との続柄	家 族 氏 名		生 年 月 日	年 齢	就労先名・学校名
父 親		□昭和 □平成	年 月 日	歳	
母 親		□昭和 □平成	年 月 日	歳	
祖 父		□大正 □昭和	年 月 日	歳	
祖 母		□大正 □昭和	年 月 日	歳	
		□昭和 □平成 □令和	年 月 日	歳	
		□昭和 □平成 □令和	年 月 日	歳	
		□昭和 □平成 □令和	年 月 日	歳	
		□昭和 □平成 □令和	年 月 日	歳	

※ 裏面もご記入・ご確認ください。

令和7年1月2日以降に小田原市に転入された方へのご案内

給食実施園を利用する場合には、副食費の徴収対象の判定を行うために、住民税課税額を確認することとなります。

しかし、上記の日になし以降に転入された方や単身赴任により小田原市に住民票がない方については、小田原市で課税情報が確認できないため、保護者様からのマイナンバー又は課税証明書の提供が必要になります。

該当する方については、必要な手続きについて市役所から個別にご連絡をいたしますので、ご承知おきください。

●祖父母と住民票の住所が同じ、または、同じ敷地内に住んでいる場合、状況について、ご回答ください。

☐同居

☐同じマンション・アパートで別々の号・室

☐二世帯住宅

☐同一敷地だが別々の建物

●申請に係る児童のほかに、小学校就学前の兄・姉がいる場合の保育状況について、ご回答ください。

☐家庭で保育中

☐幼稚園、保育所、認定こども園、障害福祉施設、企業主導型保育などを利用中（施設名：）

※子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園、障害福祉施設、企業主導型保育を利用している場合は在園証明書のご提出が必要になる場合がありますが、該当する方には、市役所から個別にご連絡をいたします。

●ひとり親等の場合、現在の状況について、ご回答ください。

☐離婚（H・R 年 月 日）

☐離婚訴訟中（H・R 年 月から）

☐離婚調停中（H・R 年 月から）

☐死別（H・R 年 月 日）

☐離婚前提別居（H・R 年 月から）

☐未婚

☐里親

☐拘留中（H・R 年 月から）

☐単身赴任中（H・R 年 月から）

☐その他（）

相手方の現住所

☐同居

☐市内（）

☐市外（）

☐不明

●生活保護に関する状況について、ご回答ください。

☐生活保護を利用していない

☐生活保護を利用中（H・R 年 月から）

☐生活保護を申請中

※市役所使用欄		入所決定		決定確認				
年度		保育料	入力日	変更内容	変更前		変更後	担当
令和8年度	前期	算定者： 確認者：	/	住所 家族構成 保育料		⇒		
			/	住所 家族構成 保育料		⇒		
	後期	算定者： 確認者：	/	住所 家族構成 保育料		⇒		
			/	住所 家族構成 保育料		⇒		
令和9年度	前期	算定者： 確認者：	/	住所 家族構成 保育料		⇒		
			/	住所 家族構成 保育料		⇒		
	後期	算定者： 確認者：	/	住所 家族構成 保育料		⇒		
			/	住所 家族構成 保育料		⇒		
令和10年度	前期	算定者： 確認者：	/	住所 家族構成 保育料		⇒		
			/	住所 家族構成 保育料		⇒		
	後期	算定者： 確認者：	/	住所 家族構成 保育料		⇒		
			/	住所 家族構成 保育料		⇒		

【問い合わせ先】〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市 子ども若者部 保育課 保育係 （小田原市役所5階・赤通路）

電話：0465-33-1451